

2024年8月17日 制定  
2026年1月29日 改訂

# Alley Guide 参加規定

Alley Guide（以下主催イベント・ツアーアー）が主催するイベント・ツアーアーに参加者が参加する場合、参加者は下記の規定に関して締結したとみなします。本規定に無い場合は、各イベントの記載内容に準じます。また社会通念条の法令や一般常識に則ります。

## 第1条 契約申込と成立

主催者と参加者は以下の事項によって契約が成立することとなります。

- 1.イベント・ツアーアーに参加したい参加者は、企画名・実施日・参加者の名前や連絡先等を、フォームなどで事前に主催者に通知しなくてはなりません。
- 2.主催者が参加希望者の代表に対して参加申込を承諾した電子メールを送付した時点で、参加申込契約が成立したとみなします。
- 3.参加希望者が主催者側からの電子メール等を確認しなかった場合でも、契約は成立しているとみなします。

## 第2条 主催者側申し込みの拒否権

主催者は参加希望者の参加申し込みに対して、主催者判断などで申込・参加の拒否をすることがあります。

- 1.イベント・ツアーアーの参加者が定員達した場合。
- 2.事前に問題があるとみなされる申込者が、主催者や他の参加者、または周囲に対して、円滑なイベント・ツアーアーの実施を妨げる恐れがあるとみなされた場合。
- 3.過去に主催者の運営等を侵害した場合。

## 第3条 イベント・ツアーアー内容の事前の承諾・変更や中止に関して

主催者が予定しているイベント・ツアーアーに関して下記の事項があります。

- 1.事前に掲載されているイベント・ツアーの内容・写真等に関してイメージであり、実際とは異なる場合があること。
- 2.参加者は掲載されている内容でも、実施する過程においてやむおえずコースの変更・終了時間・訪問施設などの変更があることを承諾すること。
- 3.参加者が承諾できない場合は、説明を受けてから実行前に離脱の意思を示すこと。

#### **第4条 申し込み後の契約解除**

主催者が参加者との間に、下記の事項により申し込みを取り消す場合があります。

- 1.申し込み後に、参加条件に満たないと判断された場合。
- 2.参加者の情報に虚偽があった場合。
- 3.参加者が病気などの身体的な問題で、主催者がイベント・ツアーに参加できないと判断した場合。
- 4.参加者から不条理な要求があった場合。
- 5.主催者の体調不良や突発的な予定により中止する場合があること。また天候に起因して実施できないと判断した・社会情勢の変化で中止することがあること。
- 6.実施するための最低人数に達していない場合。

#### **第5条 主催者側からの事前連絡**

イベント・ツアーに関して主催者側から参加者に連絡する場合があります

- 1.イベント・ツアーを実施する前に変更・中止といった事前連絡を電子メール・電話などで連絡する場合。
  - 2.主催者からの連絡に対して参加者側との連絡・確認ができなかった場合でも、主催者が電子メールや留守電などで告知している場合は、変更や解除が有効のことになります。
- また、変更や解除による参加者の経済的損害は主催者側では負担いたしません。

## **第6条 イベント・ツアー開催中の事項**

イベント・ツアー実施中の参加者にお願いする事項があります。

- 1.参加者は主催者の指示をお守りください。守っていただけない場合は途中で離脱してもらう場合があります。
- 2.交通規則や法令等、マナーといった社会通念を遵守してください。看過できない場合は途中で離脱してもらう場合があります。
- 3.他の参加者で具合等悪い場合は中止して救護を優先することがあります。
- 4.見学する際の位置取り、席取り等は主催者側では融通はできません。譲り合ってください。

## **第7条 禁止事項について**

参加する際の禁止事項をお守りください。

- 1.当該参加者が、事前に主催者に相談なく代理または第三者に参加を譲ることは禁止します。発覚した場合参加・開催をとり止めていただきます。
- 2.参加時に泥酔等で言動がおかしい状態で参加はしないでください。また、他の参加者への迷惑行為は行わないでください。
- 3.施設等への禁止・お願い事項はお守りください。

## **第8条 主催者の参加者に対する責任**

- 1.主催者はイベント・ツアーに対して参加者が主催者による故意の損害に対して賠償する責があります。参加者はその損害に対して開催の翌日から一ヶ月以内に主催者に申告した場合に限ります。
- 2.天災や交通機関の事故などの主催者側の不可抗力の事情の場合は、その責を負いません。

## **第9条 参加者の責任**

参加者は参加中のイベント・ツアーに対しての損害に対しての責任が発生します。

1. 参加者が参加中のイベント・ツアー中に故意または過失による第三者または施設に対して損害が発生した場合、当事者として損害賠償の責が発生します。
2. 参加者の損害事案に対して、主催者はその責を一切負いません。
3. 参加者が当方が用意するレンタサイクル、ヘルメット等の貸与品を破損させた場合は、実費にてお支払いただきます。

## **第10条 保険の適用**

参加者の傷害に対して主催者が用意する保険が適用される場合があります。

参加者は用意している保険に不足を感じた場合、個別に保険に加入することをお勧めします。

## **第11条 イベント・ツアーのキャンセル**

参加者がイベント・ツアーをキャンセルしたい場合、キャンセルポリシーが発生します。

1. キャンセルする日によってキャンセル料が発生します。申し込み後のキャンセルは7日前までは無料。6~2日前は半額、前日・当日は全額をいただきます。
2. キャンセル料は当方指定の銀行にて振り込みをお願いします。
3. 当日の天候不順といった災害が見込まれると判断した場合は、キャンセル料を免除する場合があります。

## **第12条 個人情報の取り扱い**

参加者が主催者に提供した個人情報は下記のように扱われます。

1. 主催者は参加者の個人情報をイベント・ツアー・保険などの手配などで利用いたします。また、事故・トラブル等で警察・病院などへの情報提供を行う場合があります。
2. それ以外の無関係な情報提供は行いません。

## **第13条 裁判について**

主催者と参加者の間での事案が告訴に発展した場合、主催者は京都地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることを、参加者は合意することとします。

## **第14条 規定の変更と確認**

本規定は主催者の都合により予告なく変更する場合があります。参加者はイベント・ツアーに参加する毎に規定内容を確認する必要があります。